特区名 先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区 整理番号 31113 訪問看護師育成のための複数名訪問看護加算の特例措置 提案事項名 訪問看護ステーションにおいて、病院看護師との交流を促進するとともに在宅医療の推進を図るための人材 提案事項 育成を目的として、診療報酬における留意事項の範囲内の利用者の訪問に、研修を受けている看護師が同 の具体的 伴し、看護を当該訪問看護ステーションの看護師と共に提供した場合、診療報酬における複数名訪問看護加 な内容 算算定の特例措置を行う。 ・訪問看護ステーションにおいては、研修を受け入れることにより、人材育成、看看連携の促進、研修について の評価がされる等によるメリットがあるとともに、研修受け入れへのインセンティブとなる。診療報酬において、機 能強化型訪問看護管理療養費申請の契機となる。 政策課題 ・病院看護師においては、訪問看護ステーションでの研修派遣をすることにより院内における入院中から退院 後を見据えた看護提供体制が進むと共に病院と地域の関係機関との連携推進となる。また、受け入れ先の拡 とその解 決策 大により、研修へ派遣しやすくなる。 ・利用者にとっては、地域の病院職員の訪問を受けることで安心感につながる。 ・地域全体として、病院看護師と訪問看護ステーションの交流により、在宅医療の一層の推進につながるととも に看護職員不足の県南部、県西部における訪問看護師の確保につながる。 D:現行法令で対応可能 厚生労働省 担当課名 保険局医療課 担当省庁の対応 担当省庁名 規 制 ・訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(厚生労働省告示)別表 区分01 注12 法 ・訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等(厚生労働省告示)第2 4(1)(2) 令 等 規 趣制 複数名訪問看護加算を算定できる者等について定めている。 台等 各地域におけるニーズに応じた在宅医療体制の確保は重要であり、訪問看護を担う人材の確保及び在宅医療の推進は重 要であると考えている。 ご要望の複数名訪問看護加算は、利用者の身体的状態等により同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な者に対 して訪問看護ステーションの看護師等が複数名で訪問看護を実施した場合に算定可能なものである。ご要望の内容について は、当該訪問看護ステーションの看護師により複数名訪問看護を行い加算を算定した週において、別の日に当該訪問看護 **担**ステーションの看護師ではなく医療機関からの研修目的の看護師(以下、研修生とする。)による複数名訪問看護を実施する **当** 等の方法によって、当該週に複数名訪問看護加算を算定しつつ研修を実施することが可能である。 他方、研修生による複数名訪問看護のみに対して複数名訪問看護加算を算定することについては、以下の2つの理由から **庁** 適切であるとは言えない。 囷 ① 研修生の行為に対して正規の訪問看護ステーションの看護師と同等の費用を発生させることは、利用者の負担の観点 と地 の から適切ではない。 ② 研修生は当該訪問看護ステーションと雇用関係にはないため、正規の訪問看護ステーションの看護師とは責務が異な 方 П り、安全面の観点からも差異が生じる。 の 目 なお、ご要望の背景にある訪問看護師の確保については、貴県において地域医療介護総合確保基金等を活用し出向事業 協 等を実施することも可能であると考える。 実施時期 スケジュール 希望しない 指定自治体の回答 d:その他 書面協議(2回目)の希望 厚生労働省の見解にある「別の日に当該訪問看護ステーションの看護師ではなく医療機関からの研修目 的の看護師(以下、研修生とする。)による複数名訪問看護を実施する等の方法」については、医療機関にお ける訪問看護の実施が限られている状況にあり、在宅医療の需要に応えるため訪問看護師確保の方策を1つ でも多く増やしたいため提案をしているところである。 ・しかし、研修生による複数名訪問看護加算算定あたり、安全面の観点等についての課題もあることについて は、さらに、関係機関等との協議などが必要と考えるところである。 ・また、地域医療介護総合確保基金を活用し、今年度から実施する「訪問看護出向支援事業」の課題や成 果を踏まえ、再度、整理し検討したい。 <mark>内閣府整理</mark> iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの 厚生労働省より、利用者負担、安全面の観点から提案内容を実現することは困難であるが、現行制度の中 コメ でも対応できる方法がある旨の見解が示された。指定自治体は安全面の課題について関係機関等と協議す

るとともに、現行制度による対応についても課題を整理することとしたため、一旦協議を終了する。

整理	番号	31114	特区名	先	導的な地	域医療の活	性化(ライフ	7イノベー	ション)総	合特区
提案	事項名		中	山間地均	或における	ドクターヘリ	易外離着陸:	場設置基	準の緩和	
提案事項 の具体的 な内容		防災型の る。)場外離	着陸場の語	设置基準にお	ける離着陸帯	の長さについて	、使用機 <i>0</i>)全長以上	の長さに緩和す
政策 とそ(決	の解	者へのより 医師不足の	効率的が の深刻な	かつ迅速な :県西部・県	初療開拓が 具南部を含む	見込まれる。こ	のことによって	ドクターヘリ	の更なる有	医師による傷病 効活用が進み、 られ、「地域偏
		省庁の対応	D:現	行法令で	対応可能	担当省庁名	国土交通:	省 担当	課名 航空周	哥安全部運航安全課
1回	規制法令等規制	航空法第一								
	制等の趣旨	(航空法第79条) 航空法第79条の規定により、一定の基準に従って管理されている空港等以外の場所での離着陸は原則禁されている。一方で、当該離着陸がやむを得ない事由に基づくものであり、かつ、安全上支障が無い場合に限り例外的に禁止を解除(航空法第79条ただし書きの規定に基づく許可)する。								
	担当省庁の	<mark>庁</mark> ローターか厚舌物に接触するなど、女主な離宿座か困難となることから、防火刈心奉告の歳相は困難であるか、主長主幅 離着陸地帯しか確保できず 防災対応其進が適用できない場合であっても、一般其進や特殊地域其進等を適用すること								
国協議										
	実施	時期		_	スケジ	ュール		_		
	指定	自治体の回答	\$	a:了解	書面協	ス議(2回目)の希望	<u></u>	希望	但しない	
	理由等	本県においては、中山間地域が県土面積の多くを占めており、防災へりの訓練時において当該地域における場外離着陸場の確保が課題となっていることから「離着陸帯を全長全幅のみとする」防災対応基準の緩和を要望したところであるが、安全上の理由から、基準を緩和することが困難であることは、了解。一方で、御指摘をいただいた、一般基準や特殊地域基準の適用の可能性について、適用できるケースがあれば運航会社や消防とも協議の上、検討を進めて参りたい。(ただし、特殊地域基準については、進入方向が1方向しか確保できない場合も設定可能となっているため、安全性確保の観点から、現在は運航会社において運用していない。)								
	内閣	<mark>存整理</mark> iii:到	見行制用	度において	も取組の写	実現が可能で	きあることにつ	いて国と	也方で合う	意に至ったもの
	コメント	国土交通 対応基準(通省より、 の緩和は	地上若しく :困難である	は水上の人が、一般基	マスロック マップ	全及び航空機の	D安全を確]できる場合	保するとい 含もある旨σ	う観点から防災)見解が示され、

整理番号 31115 **特区名** 先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区 「総合メディカルゾーン本部・南部センター・西部センター」及び「へき地診療所」の連携 提案事項名 による情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)の実施を可能とする制度・法 令上の特例措置について 「総合メディカルゾーン本部(県立中央病院)」と「総合メディカルゾーン南部・西部センター(県立海部・三 好病院)」間において、これまで中央病院専門医が各センターまで赴き、診察していた慢性期疾患患者につい て、医師が中央病院において、情報通信機器を用い、各センターにいる患者の診察を行う。この際、各セン -の看護師が、医師の指示のもと、診察を補助する。(提案①) ○「総合メディカルゾーン(県立中央・海部・三好病院)」と「へき地診療所」間において、これまで県立病院専 門医がへき地診療所まで赴き,診察していた慢性期疾患患者について,医師が各県立病院において,情報通 信機器を用い、へき地診療所にいる患者の診察を行う。この際、へき地診療所の看護師が、医師の指示のも と, 診察を補助する。(提案②) 〇これらの場合(提案①, ②)において, 医師は患者の居所の医療機関の身分を有しており, 診療報酬は患者 の具体的 な内容 が受診した病院・診療所のものとし、原則、医師による「対面診療」と同様の扱いとするとともに、血糖値などの 測定値の遠隔モニタリングについても、診療報酬上の評価を認める。 ○ また、中央病院専門医が各センターに赴き診察している患者について、中央病院で各センター医師として、 情報通信機器を用い,在宅の算定対象となる慢性期疾患患者を診察した場合についても,「当該保険医療機 関」である各センターにおける診察の扱いとし、「オンライン診療料」の算定を認める。(提案③) ○ オンライン診療料に係る施設基準において「緊急時に概ね30分以内に当該保険医療機関が対面による 診察が可能な体制を有していること」とあるが、へき地や離島においては、公共交通機関の整備が不充分であ ることや, 独居の高齢世帯が多いことなどから, この基準は適用外とする。 ○医師の地域偏在,診療科偏在という医療の現状に対し,地域の患者が必要な医療の提供を受けるために は,限られた医師や医療機関などの医療資源の効率的な活用や,受診機会の確保が課題となる。特に,へき 地の診療を担う「へき地診療所」やその支援を担う「へき地医療拠点病院」においては、最適な医療提供体制 の構築に向け、こうした社会的課題への対応が急務となっている。 政策課題 ○「へき地医療拠点病院」である「県立中央・海部・三好病院」間及び「県立病院」と「へき地診療所」間で、IC とその解 Tを活用した「新たな遠隔診療」を実施することで、適切な地域医療提供体制の確保を図る。 決策 ○また, 当提案は, 患者の受診機会や専門医療の受療機会の増が図られるとともに, 看護師によるケアなど, 在宅における遠隔診療に比して、より手厚い医療看護を可能とするほか、へき地への移動に何時間も要してい た「医師の勤務環境の改善」引いては「医師の働き方改革」の推進につながることはもとより、今後、本格的に輩 出される「地域枠医師」の育成にも寄与することが想定される。 F:各省が今後検討 厚牛労働省 医療課 担当省庁名 担当課名 担当省庁の対応 ·平成30年厚生労働省告示第43号 A003 注1 制 ·平成30年3月5日保医発0305第1号 別添1 A003 (8) 法 ・平成30年3月5日保医発0305第2号 別添 第2の6 1 (2) 令 **趣制** 対面診療と情報通信機器を活用した診察を組み合わせた診療のうち、有効かつ安全に実施可能なものに限 **旨等**り、保険給付の対象としている。 ω 提案内容については、ICTを活用した診療にかかる評価の在り方として、へき地等における医療提供体制の状況等も踏ま え、今後、中央社会保険医療協議会において検討を行う。 ただし、提案 $\hat{\mathbb{Q}}$ のうち、「原則,医師による「対面診療」と同様の扱いとする」については、現状、対面診療とオンライン診療の特性の違い等を踏まえて算定要件や報酬水準等を設定していることから、対応困難。 「オンライン診療料に係る施設基準において「緊急時に概ね30分以内に当該保険医療機関が対 また、提案③について、 るに、ほぶのについて、イスノンシが深かに下る施設を学に30%で、米の時に地域30万分と10日 金板は色が成場がから 面による診察が可能な体制を有していること」とあるが、へき地や離島においては、公共交通機関の整備が不充分であること や、独居の高齢世帯が多いことなどから、この基準は適用外とする」については、既に事務連絡(※1)において、「離島・へき 世 地において緊急時も当該医療機関が対応することになっている場合は、30分を超える場合であっても、施設基準を満たすも 見省 | 本について、へき地等における医療提供体制の状況等も踏まえ、必要に応じて中央社会保険医療協議会において検討を行 | 本について、へき地等における医療提供体制の状況等も踏まえ、必要に応じて中央社会保険医療協議会において検討を行 地 ※1 疑義解釈資料の送付について(その1)(平成30年3月30日付け事務連絡) 回方 問20 区分番号「A003」オンライン診療料に係る施設基準において、「緊急時に概ね30分以内に当該保険医療機関が対面 目の による診察が可能な体制を有していること。」とあるが、離島・へき地においても、当該施設基準を満たす必要があるか。 (答)離島・へき地においても、オンライン診療料等を算定する場合は、原則として、当該施設基準を満たす必要がある。ただ 、離島・へき地において緊急時も当該医療機関が対応することとなっている場合は、30分を超える場合であっても、施設基 準を満たすものとして取扱って差し支えない。 次期以降の診療報酬改定に向けて検討 実施時期 スケジュール 希望しない 指定自治体の回答 d:その他 書面協議(2回目)の希望 今回の提案のうち①②について,診療報酬上の評価を新設することについては対応困難であるが,提案③に ついては、オンライン診療を有効かつ安全に実施するために必要な施設基準については、へき地等における医 療提供体制の状況等も踏まえ、必要に応じて中央社会保険医療協議会において検討を行うとの見解をいただ いた 由 このため、新たな書面協議(2回目)は希望しないが、このうち提案③について、中央社会保険医療協議会に おいて検討をいただきたい。 また,令和2年4月の診療報酬改定の内容及び施設基準の取扱を確認の上,場合によっては,次回以降に りめて協議の実施を希望する 内閣府整理 iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの

する。提案③については厚生労働省より次期以降の診療報酬改定に向けて検討との見解が示され、指定自治体は診療報酬改定の内容及び施設基準の取扱について確認の上、場合によっては改めて協議することとしたため、一旦協議を終了する。

提案①②については、対面診療とオンライン診療の特性の違い等を踏まえて算定要件や報酬水準等を設定していることから対応困難との見解が厚生労働省より示され、指定自治体が了解しているため一旦協議を終了